

詐欺！

プリペイドカード（電子マネー）で料金を払わせる

事例

スマートフォンに
「有料動画サイト利用料が未納となっております。本日中にご連絡がない場合は、法的措置をとらせていただきます」

というショートメッセージが届きました。

全く覚えがなかったので、メッセージに書いてあった連絡先に電話しました。

すると、「1年前の履歴があり、55000円になっている。支払わなければ法的措置をとる。今日中に払うのであれば2万円で処理できる」と言われました。怖くなり、支払って終わりにすることにしました。

コンビニでプリペイドカードを買って、番号を知らせるように言われました。



アドバイス

- 事例のように届いたショートメッセージやメールは、『架空請求』です。
請求者に連絡してはいけません。
- コンビニなどで購入できるギフト券やプリペイドカードで支払わせる手口です。
ギフト券などの番号だけで決済できる仕組みを悪用した手口です。
- ギフト券などの番号を知らせ、その番号が使われてしまった場合、お金を取り戻すことはできません。
- 支払う前にご相談を！